

法務省政策評価懇談会（第42回）議事録

1. 日 時

平成27年 2月23日（月） 13：29～15：29

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
田中 昌利	早稲田大学大学院法務研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務 シニアオフィサー

<省内出席者>

法務事務次官	稲田 伸夫
官房審議官（総合政策統括担当）	小野瀬 厚
秘書課企画調査官	大西 忠広
秘書課企画調整官	川鍋 奨
秘書課補佐官	中臣 裕之
人事課補佐官	江平 博
官房参事官（予算担当）	田野尻 猛
施設課技術企画室長	徳広 敏彦
厚生管理官総括補佐官	国本 健三
訟務部門訟務企画課訟務広報官	秋山 二郎
司法法制部付兼官房付	中島 行雄
司法法制部付	梶山 太郎
民事局付兼登記所適正配置対策室長	大谷 太
民事局付	武見敬太郎
官房参事官（刑事担当）	濱 克彦
矯正局成人矯正課企画官	中川 忠昭
矯正局成人矯正課企画官	杉山 多恵
矯正局成人矯正課企画官	花村 博文
矯正局少年矯正課企画官	小山 定明

保護局総務課更生保護企画官	押切 久遠
人権擁護局参事官	山口 聡也
入国管理局総務課企画室長	根岸 功
法務総合研究所総務企画部副部長	茂木 善樹
法務総合研究所研究部総括研究官	町田 鉄男
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	近 智徳

<事務局>

秘書課長	神村 昌通
官房参事官（総合調整担当）	福原 道雄
官房付兼秘書課付	大塚 雄毅
秘書課補佐官	古和 泰昌

4. 議 題

平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

5. 配布資料

資料1：平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

説明資料：

- 1 民法（債権関係）の見直しについて【民事局】
- 2 登記所備付地図整備事業の推進について【民事局】
- 3 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（犯罪対策閣僚会議）について【秘書課】
- 4 矯正施設における就労支援の概要について【矯正局】
- 5 技能実習制度について【入国管理局】

6. 議事

○田中座長：定刻になりましたので、これより第42回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、稲田法務事務次官から挨拶がございます。

○稲田法務事務次官：法務事務次官の稲田でございます。

委員の皆様方におかれましては大変御多忙のところ、本日、第42回政策評価懇談会を開催いたしましたところ、これに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本年度1年間にわたり、法務省の政策評価につきまして御指導いただきましたことに、深く感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

政策評価制度につきましては、平成14年の政策評価法が施行されて以後、その重要性は年々高まっておりまして、政府全体におきましても、効果的な制度となるよう、様々な工夫や見直しが行われてきております。

当省におきましても、懇談会における委員の皆様方の貴重な御意見を頂き、政策評価を実効性のあるものとするよう、これまで努めてまいりました。民法等の改正、再犯防止対策の更なる推進、より円滑かつ厳格な出入国管理の推進、人権擁護の推進など、国民生活に直結する法務行政の推進に当たりましては、政策評価制度の更なる活用による効率的で質の高い

行政の実現とともに、より分かりやすい評価書による国民の皆様への説明責任を果たしていくことが大切であると感じております。

もとより、法務省の政策は定量的な評価が困難なものが少なくございません。今回、御意見を頂く政策評価の実施計画の策定に当たりましても、その点で我々なりに苦慮したところもございます。

そこで、本懇談会におきましては、皆様方からそれぞれ御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、お知恵を拝借したいと考えておりますので、是非とも忌たんのない御意見を頂きたいと存じます。

そして、今後とも法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長：続きまして、法務省のメンバーが変わっておりますので、神村秘書課長に一言お願いいたします。

○神村秘書課長：本年1月19日付けをもちまして、秘書課長となりました神村昌通と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長：ありがとうございました。

ここで、法務事務次官は公務により退席いたします。

(稲田法務事務次官 退席)

○田中座長：それでは、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○大塚課付：大臣官房秘書課付をしております大塚と申します。本日は、どうぞよろしくお願いい申し上げます。

それでは、本日の審議事項につきまして、事務局から御説明申し上げます。

本日御審議いただきますのは、「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」についてでございます。

この関係では、委員の皆様方の席上に資料を3点配布させていただいております。

資料1が、「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」、資料2が、「法務省政策評価に関する基本計画」及び「説明資料」となっております。

資料1につきましては、委員の皆様方に事前にお送りしておりましたものに、若干修正を加えておりまして、修正箇所につきましてはお手元でございます「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）の修正箇所一覧」という一覧表を御確認いただければと存じます。

なお、政策評価に関係する法令や閣議決定などにつきましては、参考資料としてお手元に準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」につきまして、全体の概要を御説明いたします。

お手元の資料1の7ページを御覧ください。

目次でございますけれども、今回、政策評価の対象といたしました施策は、この目次にありますとおり26施策となっております。

評価方法の内訳につきましては、総合評価方式が（1）の「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」の1施策、それから事業評価方式が（5）と（6）の「法務に関する調査研

究」の2施策と、(21)から(26)、いずれも「施設の整備」でございますけれども、この6施策となっております、その他の17施策が全て目標管理型の政策評価方式となっております。

なお、目標管理型の政策評価を採った施策の中には、平成26年度の実施計画において、一定の年度経過後に評価を実施することとして計画し、評価を行わない平成27年度の実施計画におきましては、あらかじめ設定した目標の達成度について実績の測定結果のみを報告しているものがございます。

今、見ていただいております目次の番号の頭のところに、※印を付したもの、これが平成26年度から引き続き実績の測定を行っております、いわゆるモニタリングと呼んでおりますけれども、モニタリング中の施策でございます、こちらが10施策、今年度新たに実施計画を策定するものが7施策となっております。

本日は、これら26施策の実施計画案のうち、※印を付したモニタリング中の施策を除いた16施策を中心に、委員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

なお、平成26年度からモニタリングを実施しております施策の実施計画につきましては、昨年3月に開催いたしました政策評価懇談会において既に御審議をいただいているところでございますので、今回の直接の審議対象からは外させていただきます。

審議事項に関する説明は、以上でございます。

○田中座長：それでは、議題であります「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)」について、御議論いただきたいと思っております。

はじめに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○大塚課付：それでは、基本政策Ⅰにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の配布資料のうち、資料1の8ページを御覧ください。

「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」という施策名のところでございます。

この施策は、社会経済情勢などの変化に応じて、民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現、それから我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定を図るということを内容としておりまして、平成27年度から平成31年度までの期間における施策としての評価を総合評価方式によって、最終的には平成32年8月に行うものとしております。この最終的な評価を行うまでの間ですけれども、これまでと同様に、毎年8月に中間報告を行っていくということになります。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、10ページから14ページの一覧表のほうに詳しく記載してございますけれども、本日はこの部分につきまして、後ほど担当部局である民事局それから刑事局のほうから説明をさせていただきたいと考えております。

次に、少し飛びますけれども、44ページを御覧ください。

こちらは、施策名「法教育の推進」となっております。こちらについて御説明いたします。

この施策は、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識して、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進するというものでございます。

実施計画の内容としましては、①法教育推進協議会及び法教育広報部会の活動状況、それ

から②法教育活動への協力・支援及び法教育に関する広報活動等の実施状況という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

本施策の政策評価実施予定時期ですけれども、平成28年8月となっております。

続きまして、47ページを御覧ください。

施策名が「法務に関する調査研究」となっておりまして、「外国人の犯罪に関する研究」について御説明をいたします。

この研究は、外国人による犯罪の実態と現状を明らかにして、犯罪防止策それから処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供することを目的としまして、平成24年度から平成25年度までの2か年で行われたものでありまして、事業評価方式を採っております。

この研究につきましては、平成23年度に事前評価を実施した結果、早期に行うべき課題とされたものであります。今後、外部有識者等で構成されます研究評価検討委員会におきまして、51ページから56ページのほうに記載しております評価基準によって、研究実施後の効果を判定するということとなっております。

続きまして、57ページを御覧ください。

こちら「法務に関する調査研究」でございますけれども、中身としては「非行少年の保護者に関する研究」でございます。

この研究につきましては、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供するということが目的とし、平成25年度に行われたものでありまして、こちら同様に事業評価方式を採っております。

この研究につきましては、平成24年度に事前評価を実施した結果、やはり実施の必要性が極めて高く、かつ、早期に実施する必要性が高いというテーマだとされたものでして、今後、外部有識者等で構成されます研究評価検討委員会におきまして、62ページから67ページに記載しております評価基準によって、研究実施後の効果を判定することになっております。

なお、若干補足になりますけれども、15ページ、41ページ等々におきまして、「法曹養成制度の充実」、それから「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」という施策が記載されておりますけれども、こちらは冒頭申し上げましたいわゆるモニタリング中の施策ということになりますので、概要の説明は省略させていただきます。

なお、このうち、「法曹養成制度の充実」につきましては、平成26年度の実施計画で定めた政策評価実施予定時期を平成27年8月から平成28年8月のほうに変更してございますので、この点につきまして司法法制部から補足説明をさせていただきたいと思っております。それでは司法法制部、よろしく願いいたします。

○司法法制部：司法法制部の中島でございます。

「法曹養成制度の充実」に関しましては、平成25年9月に設けられました法曹養成制度改革推進会議及びその下の検討機関としまして内閣官房に設置されました法曹養成制度改革推進室において現在検討を行っているところでございますが、それらの設置期限が平成27年7月15日限りとなっております。また、法曹養成のうち、法務省において担当することとされております法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組、こちらの検討を行うために法務省に設置されました法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会でございますけれども

も、こちらについても同じく7月15日限りで設置期間が終了することとなっております。

法曹養成制度改革推進会議につきましては、設置の期限までに所要の検討を行って結論を得るということとなっております。また法務省に設けております活動領域に関する有識者懇談会についても、設置期限までに取りまとめを行うことを予定しております。

したがって、「法曹養成制度の充実」に関しましては、これらの会議体等における検討を了してから事後評価を行うことが相当であり、また平成26年度との継続性も図られることから、2か年での報告を行うほうが合理的であると思料されるところでございます。

よって、施策名「法曹養成制度の充実」につきましては、平成26年度のみでの事後評価を行うのではなく、平成26年度と27年度を併せて2か年で評価をするということとしております。

以上でございます。

○大塚課付：基本政策Ⅰに関する説明は以上となりますが、審議に先立ちまして、事前に委員の先生方からも御要望がございました「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」につきまして、これまでの検討状況と今後の予定につきまして説明をさせていただきたいと存じます。それでは、民事局、刑事局の順で御説明をお願いいたします。

○民事局：法務省民事局付の松尾でございます。私のほうからは、民事基本法制の整備、その中でもとりわけ、民法の債権関係の改正作業について御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の説明資料に沿って御説明いたします。

民法のうち財産関係の規定は、今から約120年前に制定されたわけでございますけれども、その後ほとんど改正がされておられません。この間には、当然のことではあります。社会・経済が大きく変化し、例えば取引が複雑高度化しており、また、高齢化社会・情報化社会という新たな課題への対応の必要性が生じております。また、この120年の間に判例・法令が蓄積し、条文を見ただけでは実質的なルールが分からないというような問題も生じてきております。

財産関係の規定については、これまで、成年後見制度の創設、担保・保証関係の規定の改正、あるいは全面的な現代語化の改正を行ってまいりましたが、これらの改正を経て、契約を中心とする債権関係の規定の見直しについて、平成21年10月に法務大臣が法制審議会に諮問をいたしました。

説明資料中に諮問文を掲げておりますが、今回の改正は大きく2つの柱から成り立っております。1つは、民法制定以来の社会・経済の変化への対応であり、もう一つは、国民一般に分かりやすいものとするという観点でございます。

社会・経済の変化への対応という観点からの改正項目としては、例えば現代では合理性を欠くとされる短期消滅時効制度を廃止し、時効期間をシンプルに統一するというものがございまして。また、民法の法定利率は年5パーセントとされておりますが、現在の経済情勢を踏まえると、これが高過ぎるという批判があったところでございます。そこで、現在の経済情勢を踏まえて、法定利率を引き下げるとともに、時の経済情勢を反映し得るように法定利率を変動させる仕組みを導入することとしております。

その他、国民一般に分かりやすいものとするという観点からの改正項目としては、例えば貸借の終了時における原状回復義務の範囲や敷金の返還義務に関する判例法理を条文上明

確化するというのがございます。原状回復義務の範囲については、例えば借主がどこまで負担するのかということについて紛争が少なくなく、そういった問題の解決の指針を法律上明らかにすることを目指すものです。

また、売買の瑕疵担保責任に関するルールについては、実務上、極めて重要な問題であるにもかかわらず、見解が対立しており、それによって実質的なルールが分かりにくいという問題がございましたので、ルールを明確化するために改正することとされています。

これまでの検討の経緯でございますけれども、平成21年に法制審議会において、民法（債権関係）部会を設置することとされました。部会では99回の会議と18回の分科会を開催し、充実した審議を行っていただいたところでございます。また、その間には、2回のパブリックコメントの手続を実施し、また様々な業界の方々からのヒアリング等を行うことなどによって、改正ニーズの把握に努めてまいりました。このような審議を経て、本年2月10日に開催された民法（債権関係）部会第99回会議において、民法（債権関係）の改正に関する要綱案を部会で御決定いただいております。

今後の予定ですけれども、この要綱案について、明日開催予定の法制審議会の総会で審議をしていただくこととなっております。総会で要綱の答申をいただきましたら、できる限り早期に関係法案を国会に提出することができるように、民事局として法文化の作業等に努めてまいりたいと考えております。

民事局からは以上でございます。

○大塚課付：続きまして、刑事局、お願いします。

○刑事局：引き続きまして、刑事部門における社会経済情勢に対応した基本法制の整備につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

刑事局で、刑事法制企画官をしております久田と申します。よろしくお願ひいたします。

本施策につきましては、平成16年に倒産犯罪等に関する罰則の整備等を内容とする改正破産法が成立いたしましたほか、平成23年に強制執行に関する罰則を整備し、かつ近年多発しているサイバー犯罪に対処する等のために、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律が成立しているところでありまして、さらに、社会・経済情勢に対応した刑事の基本法制の整備の1項目といたしまして、企業の刑事責任の在り方の見直しについて掲げておるものです。この企業の刑事責任、いわゆる法人処罰の在り方につきましては、これまで諸外国における法制や運用を中心に、海外調査等を行いつつ、継続的に調査・検討を行っているところでございます。

この企業の刑事責任の在り方に関しましては、具体的事件との関係でも国民的関心の高いものでありますことから、諸外国における同種法制やその運用状況、企業の刑事責任が問題となり得る事案の処理状況、さらには、この問題をめぐる国民の意識の在り方やその変化等も踏まえつつ、いわゆる両罰規定により行われております法人処罰の在り方や法定刑の見直しも含めまして、引き続き慎重に検討を行ってまいりたいということで掲げておるものです。

以上でございます。

○田中座長：御説明いただきましたので、これに対して皆様の御意見・御質問がありましたらお願いしたいと思います。委員の先生方、よろしくお願ひします。

○大沼委員：何もないとあれなので、大沼から。

○田中座長：大沼委員、お願ひします。

○大沼委員：若干質問させていただきます。

法務に関する調査研究、素晴らしいものが2点できたということなのですけれども、これについての評価はこれからということなのですが、問題なのは、調査研究のその成果をどのように効果的に実務に反映できるかということの検討だと思うのです。その場合に、例えば研修とかを行って、いろいろアンケートか何かを取ったりして、検察の実務その他に反映させるというようなことをやることによって数値評価が可能になるかと思うのですけれども、そういったことを評価と並行しながらやる御予定がおありになるのか、あるいはそれは全部終わってからの話で再検討するということになるのか、その点について教えていただければと思うのですが。

○田中座長：法務省のほう、今の御質問に対して御回答をお願いします。

○大塚課付：法務総合研究所のほうからお願いできますか。

○法務総合研究所：法務総合研究所研究部の町田と申します。御質問ありがとうございました。

今のお尋ねの関係でございますが、私ども研究部門でございますので、研究結果は公表して、その内容については、例えば犯罪白書の特集になることもございます。そういったものにつきまして説明会のような形で、あちこちにキャラバンではないですけれども、御説明に伺ったりしていることもございますし、今、御指摘のありました研修の形で、修習生もありますし、一般の検察官に対してもございますし、他の矯正局とか保護局の研修の際にも、白書の内容としてはこういうものですよというような形で御説明したりとか、そういうようなことはしてございます。

ただ、こちらで今回取り上げていますものにつきましては、一部分につきましては犯罪白書の内容、特集の部分に外国人などが含まれるところがございますけれども、全体としては別の研究部報告ということになりますので、今の時点では、研究部報告そのものの内容について広く研修の場でというようなところまでは踏み込んでございません。白書のほうがオーソドックスですし、一般的に基本的なものとして御理解いただければと考えておりますので、御指摘の点につきましては、今後、研修当局とも相談しながら、全体のカリキュラムの中で反映できるものがあるのか、ないのかといった辺りも含めて検討させていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○田中座長：どうもありがとうございました。

大沼委員、よろしいでしょうか。

○大沼委員：そうですね。アウトプットとかアウトカムの問題がありますので、特にアウトプットだけでもどれだけ達成できたのかというのは、政策評価において1つの要素になるかと思しますので、御検討いただければと思います。

○田中座長：他に御質問・御意見ございますか。

ないようですので、次の論点に入りたいと思います。

基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」及び基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○大塚課付：御説明申し上げます。

まずは、基本政策のⅡについてでございます。「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」というところでありますが、資料1の68ページを御覧ください。施策名「検察権行使

を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図るというものでございます。

実施計画の内容としましては、①として、サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化、②として、被害者支援担当者の育成、③として、検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況という3つの測定指標について目標を設定して、評価を行うこととしております。この施策の政策評価実施予定時期でございますが、平成28年8月となっております。

次に、102ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」についてでございます。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供するというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、①として、教団の活動状況及び危険性の解明、②として、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応の状況、③として、破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

こちらの施策も同様に、政策評価の実施予定時期は平成28年8月としております。

続きまして、74ページ、78ページ、85ページ、90ページ、99ページと、それぞれ「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」等々の施策について記述をしてございますけれども、こちらについては、やはり冒頭で申し上げましたモニタリング中の施策ということになりますので、概要の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、基本政策Ⅲについて御説明いたしますので、116ページを御覧ください。

こちらは、「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」という施策について記述したものでございます。

この施策は、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備いたしまして、これを適正・円滑に運営するという内容を内容としております。

実施計画の内容といたしましては、①として、帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理、②として、市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応、③として、供託手続のオンライン利用率の向上という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。こちらも、政策評価の実施予定時期は平成28年8月となっております。

続いて、125ページを御覧ください。「人権の擁護」について御説明いたします。この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、①として、国民一人ひとりの人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況、②として、人権相談・調査救済体制の整備という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。こちらにつきましても、政策評価の実施予定時期は平成28年8月となっております。

109ページの「登記事務の適正円滑な処理」、121ページの「債権管理回収業の審査監督」、いずれの施策につきましても記述がございますが、こちらもモニタリング中の施策ということで、概要の説明は省略させていただきますけれども、このうち、109ページの「登記事務の適正円滑な処理」に関しましては、平成26年度の実施計画において定めた測定指標の目標値を一部変更しておりますので、民事局から説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、配布しております説明資料という表題がついている横書きのものがあるかと思っておりますけれども、こちらの2というところ。「登記所備付地図整備事業の推進」というものを併せて御参照いただければと思っておりますので、民事局のほうから説明をお願いいたします。

○民事局：民事局の大谷と申します。

「登記所備付地図整備事業の推進」の計画の変更について御説明申し上げます。

資料の左上の現状と実績でございますけれども、法務局においては、都市部のうち、現況が公図と大きく異なる地域について登記所備付地図作成作業を実施してまいりました。これまで、平成21年から28年の8か年計画で整備を進めてまいりましたけれども、平成26年度着手分で111平方キロメートルが完了するにとどまっております。

しかし、政府方針等というところの下の2つでございますけれども、昨年6月に「骨太の方針」であるとか、日本再興戦略の中で、登記所備付地図作成作業の推進ということが強く打ち出されておまして、これに対応する必要があるということでございます。

そこで、8か年計画で進めてまいりましたけれども、その抜本的な見直しをしようということで検討をいたしました。

現状を分析いたしますと、3つの問題点がございます。1つ目が、全国共通の以前からの問題点ですけれども、全国の都市部においては地図の整備が不十分で、不動産の流通であるとか公共事業の円滑な実施が妨げられていますが、これについては拡大強化して取り組んでいく必要があるだろうということ。2つ目は、大都市における問題点ですけれども、大都市においては、特に権利関係が複雑で、また地権者の方々の権利意識も相当高いところがあって理解が得られにくいため、地図の整備が進んでいないというところがございます。他方で、オリンピック・パラリンピックであるとか、大都市部における開発がまた必要になってまいりまして、地図の整備の必要性がますます高まっているというところがございます。3つ目が、被災地における問題点ですけれども、東日本大震災の被災地においては、地図の未整備によって復旧・復興が妨げられている面があり、これに対しても対応をとる必要があるということでございます。

そこで、対応策として、資料の右上にございますけれども、従来型の地図作成作業、これについては拡大実施ということで、改めて平成27年から10年間で合計200平方キロメートルの地図を整備していこうという計画を立てております。2つ目として、大都市部でございますけれども、大都市型作業といたしまして、地図の整備が特に困難な大都市について、10か年でやはり合計30平方キロメートルを整備していこうという計画を立てております。それから、3つ目の被災地の関係ですけれども、復興型作業といたしまして、平成27年から29年までの3か年で、合計9平方キロメートルの地図を整備していこうと考えております。

効果として、右下に書いてございますが、土地取引の活性化であるとか、公共事業の円滑化とございますけれども、先ほど申し上げたような大都市における効果を狙ったり、それか

ら被災地における効果を狙っていこうと考えております。

民事局からは以上でございます。

○大塚課付：基本政策Ⅱ，Ⅲに関しては、当省からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○田中座長：どうもありがとうございました。

今までの御説明に関して、御意見・御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

○大沼委員：1点だけよろしいでしょうか。

○田中座長：はい、大沼委員、お願いします。

○大沼委員：大沼でございます。

登記所備付の地図整備事業の推進というのは、かねてからの課題かと思うのですが、大都市における地図混乱地域の対策事業、これを10年間かけて30平方キロメートル実施することなのですが、ちょっと気になるのは、この測定の指標値が、例えば面積だけで行いますと、同じ都市部のものにおいても、非常に整備がやりにくい場所と、やややりにくい場所と、そうでもない場所と、いろいろ分かれると思うのですね。そうしますと、単純に面積だけで測定していきますと、最初はいいのですけれども、だんだんやりにくいところだけが残ってしまってなかなか達成できない。そのため、その施策を公平に、客観的に評価してもらえないという問題点がないとは言えないと思うのですが、例えばその都市の地価とか人口密度か何かに応じて、同じいろいろな都市でもブロックに分けて、極めて整備が困難なものと、困難なものと、そうでもないものというのに分けて、その達成度を図っていくというやり方を考慮したほうが、客観的に公正な測定ができるような気もするのですけれども、この点について教えていただけたらと思います。

○民事局：具体的にどういったところの地図を整備していくかというのは、必ずしも整備が簡単かどうかということでもなくて、やはり必要性が高いところから整備してまいらないといけないと考えております。今の御指摘にありましたとおり、困難なところ、それから容易なところはもちろんあろうかと思いますが、特に大都市型につきましては、これまで相当難しいということで手がついていなかったところでもございまして、これから進めていくうちに、また新たな問題点が浮き彫りになってくる場所もあろうかと思いますが、ただ今の大沼委員の御指摘も踏まえまして、今後きちんとした形で計画が実行できるようにしてまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

○田中座長：他に御質問・御意見ございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤（富）委員：伊藤と申します。御説明ありがとうございました。

今の問題にちょっと関連して、この登記所備付地図というのは、法務局の大事なお仕事の一つだと思ひまして、ちょっとお伺いしたいのですけれども、現状の中で、現況が公図と大きく異なる地域が都市部にあるというお話でしたけれども、これはどういう状態で大きく異なるということなのか、ちょっと教えていただけますか。

○民事局：民事局でございます。

現況と地図とが大きく異なる理由はいろいろあろうかと思いますが、もともとは公図というものが昔からございまして、他の省庁で整備していたものですが、ある時期に法務局で引

き取りまして、登記所に備え付けるようになりました。ところが、そうした公図等の地図と、実際の現状というのは必ずしも合っていない、昔はもっと精度が余りよろしくない地図もございましたので、実際に地図をその場所に当てはめてみると、合っていないというようなことがあるわけです。それについて、特に土地の流通等が必要な都市部について、登記所のほうできちんとした地図を作らないと取引を阻害するような要因になってしまうということで、これまで計画的に地図を整備してきたというところでございます。

○田中座長：ありがとうございます。よろしいですか。

○伊藤（冨）委員：はい。細かいことありがとうございます。

あと、もう一点、すみません。「検察権行使を支える事務の適正な運営」のところで御説明いただいたのですけれども、犯罪被害者支援担当者の育成というところで御説明いただいたところを、もう少し詳しく、どのようにここに書いてあるような研修を実施し、対応能力を向上させるということになさっていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○刑事局：刑事局で参事官をしております濱と申します。御質問ありがとうございます。

今おっしゃった被害者支援担当者の育成というところでございますけれども、ここに掲げておりますように、その参考指標として、被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果と書いてございますが、この被害者支援担当者中央研修について御説明させていただければと思います。

この計画書の後ろの注7にも書いておりますが、全国の検察庁に配置されております被害者支援員という、被害者からの様々な相談への対応や、法廷への案内・付添い等に対応するために配置されている職員であるとか、あるいは検察事務官の中で被害者支援を担当している検察事務官、こういう被害者支援を担当する職員を年に1回、合計80名を東京に呼んで研修をしております、その中身としては、先日行われた26年度の内容でいえば、刑事局から最近の法務・検察における被害者の保護・支援についての制度面等の説明をしたり、あるいは最近、被害者支援は関係機関の連携が非常に重要だという指摘がされているということも踏まえまして、内閣府の犯罪被害者等政策推進室という組織がございまして、その参事官から、最近の犯罪被害者等基本計画に基づく関係省庁間での被害者等施策についての講義をしたり、今年度の新たな取組としては、臨床心理士の資格を持っていらっしゃる、警察庁で被害者のカウンセリング等の指導に携わっている職員の方から、犯罪被害者の心情と支援について講義をいただいたり、ロールプレイング的なものを取り入れたりしました。その後、フリーディスカッションとして、各庁の被害者施策の実情と課題、そういったものをそれぞれ提供し合って意見交換をする、そしてそういう被害者支援に関わる情報を皆で共有し合う、全国で共有し合う、そういったような取組がございまして。

○伊藤（冨）委員：わかりました。

○田中座長：ありがとうございます。

他に御質問・御意見ございますか。

はい、田中委員、お願いします。

○田中（昌）委員：田中でございます。

今と同じ施策でございまして、関連してお尋ねします。今の施策の1つ前のテーマのサイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化という欄がございまして。69ページです。この中で、お尋ねしたいのは、施策の進捗状況（実績）ということで、参考指標として、参加者に対す

るアンケート調査をなさっている。これについて、研修を理解したとする回答率でチェックしておられるようですけれども、具体的にどのようなアンケートをされているのか、お尋ねできたらと思います。

○刑事局：御質問ありがとうございます。

例えば、参考指標として、ネットワークフォレンジック研修、それからデジタルフォレンジック研修と2つ掲げておりますが、デジタルフォレンジック研修でいいますと、ここに掲げさせていただいています質問というのは、全体としての総括的な質問ということになります。研修を理解したのか、理解を深めたのかという総括的な質問に対する答えをここに掲げているものですが、実際のアンケートにつきましては、この研修ではデジタルフォレンジックを担当している民間業者等からの講義、それから警察による講義であるとか、様々な講義がございますが、そういった個々の講義についても時間配分がどうであるとか、あるいはその内容がどうであるとか、そういったところについて質問項目を設けて、それぞれについて具体的な意見、そういったものも記載させる形でアンケートを取っております。

今回はアンケートを載せておりませんが、事後評価の際には、このアンケート結果の全体もお付けして、それを踏まえて、全体として達成度を評価するというやり方を取っているところでございます。

○田中座長：ありがとうございます。

○田中（昌）委員：更に質問ですが、要するにアンケートの内容としては、研修した内容の理解度、あるいは研修の達成度を確認するような質問が含まれているわけではないのですね。テストとまでは言いませんけれども、そのような類いの質問でございますが、いかがでございましょうか。

○刑事局：研修それぞれの個々の科目というかコマにつきまして、研修を通じた難易度はどう考えているのか、そういったところも質問項目として掲げているところでございますので、そういう意味で、自分としての習得度みたいなものを判断できるような形にはしているところではあります。

○田中座長：他にございますでしょうか。

出雲委員、お願いします。

○出雲委員：よろしく申し上げます。

同じ点なのですが、先ほどの達成度合いを評価するという観点で平成28年は評価されると思うのですが、習得している方のシェアを広げる、こういった研修、こういった研修なのかにもよると思うのですが、こういった捜査能力を持つ方の目標値を設定して、具体的に例えば100人とするとか何パーセントの方にこういった研修を施すというような目標値を設定することも可能かと思うのですが、そういった点はどうお考えでしょうか。

○刑事局：この研修は年々、数も人数も増やしてきているところではあるのですが、カリキュラムの中には民間の業者に委託しているものもありますので、予算的な問題や、あるいは全国で日々捜査とか公判に携わっている検察職員ですので、各庁の事件処理の負担等も考えつつ、できる限り多くの人間に研修に参加してもらって、それを各自持ち帰ってもらってフィードバックしてもらおうという、基本的にはそういうやり方でやっているところではございまして、おっしゃるような人数目標で評価するやり方はしていないところですが、今後また参考にさせていただければと思います。

○田中座長：よろしいでしょうか。

他に御意見・御質問ございますか。

なければ、私のほうからいいですか。

まず、人権相談関係なのですけれども、人権相談、相談員を決めてやられていると思うのですが、その件数も横ばいのような状況かと資料上見えますが、この相談の中身が、非常に精神的に問題のあるようなと思われるような方の御相談も相当数あるように思われるのですが、そういう相談者に対する相談員への教育等なんかも、この件数評価の中でやられているのかどうなのか、これが1点目です。よろしく願いいたします。127ページぐらいに書いてあるのですが。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。御質問ありがとうございます。

すみません、1点、今の御趣旨を確認させていただきたいのですが、人権相談を受けておるわけなのですが、今おっしゃられたのは、その相談に来られる方の側でいわゆる少し精神的な問題を抱えている方がいるのじゃないかと。そういう現状を踏まえまして、相談を受ける側に対する研修とか、そういうものがどうなっているかというお尋ねでございますか。

○田中座長：はい、そうです。

○人権擁護局：ありがとうございます。

人権相談といいますのは、全国の法務局・地方法務局あるいはその支局等において、常設の人権相談所というのを置いておまして、そこで相談をお受けしたり、あるいは特設の相談所というのを別途設けたり、あるいはインターネット上の相談窓口、あるいは人権110番というような電話での相談等、様々な窓口で行っているところでございます。

相談を受ける主体といいますか、相談を受けておるのは法務局の職員が受けている場合と、あと人権擁護委員という民間ボランティアの先生がお受けしている場合と両方がございます。それぞれにつきまして相談に対応する場合については、相談の受け方というようなものについて内部で研修等は行っているところでございます。

相談者の方が精神的にちょっと問題があるようなケースというのも、そういうことが疑われるケースというのも現実にはあるわけでございますが、例えば施設とかそういうところに入られている方からの相談でありますと、その施設のほうに情報提供をして、実効的な対応が採れるように促すなど、その事案に応じて、どういう対処が適切かということ、もし相談を受けた者だけで判断できない場合には、その周りの者と相談したりしながら対処しているところでございます。

○田中座長：ありがとうございます。

もう一点ですが、公図関係の先ほどお話があったのですが、私、調停委員をやっておるのですが、その中で、公図の公道上に建物が建っているという現場を拝見したのですが、そういう場合も、今回このテーマになっている部分で取り扱われているのでしょうか。また、その具体的な行動を起こすような立場にあるのでしょうか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○民事局：民事局です。

個々のケースについては私もよく把握はしておりませんが、一般論として申し上げますと、実際の公図なりと地図と、それから現状が異なっていて、そこに建物が建っていないはずのものが建っていたりということはあるかと思えます。ですので、それは対象にはなってい

ると理解をしております。

ただ、その紛争がある地域であるとかでございますと、結局、一応の法務局としての地図を作成していくこととなりますけれども、最終的には筆界を特定する手続あるいは裁判の境界確定の訴えという形で確定していくということが必要になろうかと思えます。

○田中座長：ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤（正）委員：人権の擁護のところ、126ページ、人権教室についてちょっとお伺いしたいのですが、1つは、この人権教室はどういう人が講師役で、どんなことを教えておられるのかという、漠然と結構なので教えていただきたいのと、あと126ページのデータを見ると、この4年、平成22年度から25年度で、実施回数も参加者数も結構増えているようなのですが、これはそういう要望が増えているからなのかどうなのかということと、あと、この130ページの注を見ると、小学生を主に対象にしているとあるのですが、人権の問題はやっぱり中学生とか、多少年次が上がったほうがより重要性を増すというか、教えることも多いのかなと思うのですが、主に小学生を対象というのはどういう理由なのかということをお聞きしたいと思います。

○人権擁護局：人権擁護局です。どうも御質問ありがとうございます。

まず、人権教室につきまして、今御指摘いただいたとおり、注のほうにも簡単に御説明させていただいているところでございますが、いじめ等について考える機会を作ることによりまして、子供たちが相手への思いやりの心やあるいは命の尊さなどを体験することなどを目的とした啓発活動でございます。

担い手といいますか講師につきましては、主に全国におります民間ボランティアの人権擁護委員の先生が中心になっておるところでございます。この先生の構成は様々でございますが、例えば教師をして、校長先生とかを終えられた後にボランティアとして人権擁護委員になられているような先生方がいらっしゃいまして、そういった教諭時代のつて等を生かしていただきながら、小学校が多いわけなのですが、そういったところに講師として出向いて行きまして、こういう人権教室を開きましたり、ちょっと注のところにも書いておるのですが、併せて「人権の花運動」という、植物を植えることによって命の尊さ等を子供たちに体験してもらおうということ等の取組を行っているところでございます。

また、委員の先生、御指摘のありました中学生につきましても、小学生だけではなくやるべきではないかという御趣旨でございますが、これは内部でもそういう意識はございまして、そういうところに広げていかなければならないということは考えております。ただ、実際、担い手の先生のほうで、結構これまでの経験で、小学生相手に教室を開くことについては繰り返しやっておる経験もあって、どんどんやっただいておるのですが、中学校につきましては、対象年齢が上がる中で、どういう構成にしていったらいいのかということをおと模索しているようなところもございまして、ただ、先生も御指摘のとおり重要な点であると考えておりますので、今後も中学生を対象としたものについても広げていきたいと考えておるところでございます。

○田中座長：ありがとうございました。

他にないようでしたら、次の問題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか、委員の

先生方。

(異議なし)

○田中座長：次に、基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から計画の概要を御説明願います。

○大塚課付：御説明いたします。

基本政策のⅣからⅦについてであります。まず131ページに「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」という施策を掲げておりますけれども、こちらはモニタリング中の施策ということですので、説明のほうは省略させていただくことといたしまして、136ページのほうから御説明を申し上げたいと思います。

施策が「出入国の公正な管理」についてであります。この施策は、我が国の国際交流の推進と観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進するというものでございます。

実施計画の内容につきましては、①として、自動化ゲート利用者登録数、②として、自動化ゲート利用率、③として、在留資格取消件数という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。この施策の政策評価実施予定時期ですが、平成28年8月となっております。

続いて、143ページを御覧ください。こちらは「法務行政における国際協力の推進」についてであります。

この施策は、国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援などを通じまして、支援対象国であるアジア等の開発途上国に対し、「法の支配」と良い統治、いわゆるグッド・ガバナンスを確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進するというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、①として、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況、②として、支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。こちら、政策評価実施予定時期が平成28年8月となっております。

148ページ以下を次に御覧ください。

こちらは「施設の整備」に関する施策でございますが、順に、「大分法務総合庁舎整備等事業」、それから「さいたま第2法務総合庁舎整備等事業」、それから「富士法務総合庁舎整備等事業」、次に「仙台第3法務総合庁舎整備等事業」、「八日市場拘置支所整備等事業」、そして6つ目が、「仙台少年鑑別所整備等事業」の6つの事業につきましてでございます。

これらの事業につきましては、平成16年度から平成20年度までの間に事前評価を実施しております。施設の供用開始から5年を経過したことから、今回、事後評価を行うこととしたものです。

いずれも事業評価方式を採用しております。具体的な評価手法につきましては、この資料1のつづりの一番最後のところに参考資料ということで、図などをちょっと交えた説明資料がございますけれども、タイトルとしては、「法務省大臣官房施設課における事業評価シ

ステム」 というこの資料に基づきまして行うということとしてございます。

基本政策のⅣからⅦに関する説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○田中座長：どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、御意見・御質問ございましたら、委員の先生方。

中村委員、よろしく願いします。

○中村委員：それでは、出入国の公正な管理につきまして、2点御質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、出入国の管理の自動化ゲートの利用率についてでございますけれども、137ページですね、こちらは目標値が0.7ポイント増の5.7パーセントという形になっております。これにつきまして、これまでの平均値ということで0.7ポイントを設定をされたということかと思っておりますが、近年で見ますと、24年から25年につきましては0.9パーセント、25年から26年については1.2パーセントと、その御努力の結果として大きなポイント増になっておまして、またオリンピックの開催に向けた効率化ということを考えて、もう少し意欲的な数値を設定いただいてもいいようにも思われるのですが、そのあたりの0.7パーセントと決められた考え方について、少し御説明をいただければというのが1点目でございます。

2点目ですけれども、不法滞在者の点でございます、こちらにつきましては、不法の残留者がほぼ半減をしたものの、偽装滞在者が増えているというようなことが書いてございまして、最近、ISの問題ですとか、そういったことでそういう不法な滞在者の懸念というのも大きくなっているかと思うのですが、その中で新しい在留管理制度というものが導入されて、それによってこの不法滞在者を見付けるというようなことに効果が上がっているようなことがありましたら、御教示いただければという点でございます。

以上でございます。

○田中座長：それでは、法務省の方、回答をお願いいたします。

○入局管理局：入国管理局の企画室長をしております根岸と申します。よろしく願いいたします。

今、2点御質問いただきました。1つが自動化ゲート、もっと意欲的な目標を掲げたらどうか。なるほど、そうかと思っております。我々もこれは1パーセントでも高いほうがいい、我々にとっても0.何パーセントでも高いほうがいいわけですので、もっと大きい数値を掲げようかと実は検討もいたしました。

明確なことは申し上げにくいのですが、今まで利用されていた方々、最近やっぱり先生がおっしゃったとおりかなり増えてきています。これは一生懸命PRもしましたし、台数を増やしたりした効果もありまして、増えてきているのですが、利用者、利用の登録をしている方の、今の自動化ゲートですと、指紋を一旦登録していただかないと使えないものですから、利用の登録をしている方の伸びに比べますと、やはり利用率の伸びはそれほど顕著ではないというのが実情でございます。それはなぜかといいますと、従来から例えば1台しか審査場になくて、普通の出国審査などのブースが割と空いているときでも、並んでも自動化ゲートを使ってくれるという方々がいらっしゃいました。そういう方々は大体ビジネスマンの方々に、週に何回も行かれるような方とか、そういう方々は割とよく使っていただいています。割とそういうヘビーユーザーの方々はもう固定客としていまして、そういう方々の中で、今まで使っていない一部の人にも広げようというのと同時に、もう少し年に

1回、2回の旅行、出張しかしないような方にも広げていこうと、今だんだん広げてきているわけです。

そうなりますと、ある程度のところで何年に1度という人は、わざわざ事前に登録をしてまでなかなか利用はしないというところがありまして、やっぱりどこかで上昇のカーブというのはなだらかにならざるを得ないのだろうと思っています。今の仕組みを採る限りはですね。まだ、実現できるかわかりませんが、顔認証の検討などもやっておりますので、そういうのがうまくいきますと、事前の登録が必要なくなりますので、そうすると何年に1度の観光客の方もいつでも使えるというふうになるのですけれども、そういうふうになるまでの間は、今の一旦登録が必要という形のままですと、やはりどこかで利用の頻度のところで、どこかのラインで伸びがちょっと緩やかにならざるを得ないというような場面は出てくるのだと思います。その辺が登録者数の伸びと、利用率の伸びの比較を見ていると、ちょっとその辺を少し感じ始めているというような事情もございまして、今のような、だんだん尻上がりに上昇していくというペースが維持できるのかどうかというのは、ちょっとまだ見通せないところもございまして、5年間の平均ということでとりあえず採っているというところですが、先生の御指摘自体はごもっともでございまして、我々、ここで掲げた目標を達成して満足ということではありませんので、0.1パーセントでも多くなるようにさらに周知などに努めてまいりたいと考えております。

それから、もう一点、不法滞在の問題のところ、新しい在留管理制度がどう役に立っているかということですが、新しい在留管理制度を導入したときに、基本的に管理のための情報は法務省、入管のほうに一元化しましょうと、サービスの観点のものは自治体のほうでとなりまして、入管のほうに情報が集まるようになりました。そこにあわせて、所属機関、外国人の方が就職されていたりですとか、研修されていたり、留学されていたり、そういう所属機関からも入管のほうに報告があるようになりました。そうすると、本人からの申請と所属機関からの報告にそごがあるとか、そういうようなところを調査することによって、それまでは余り深く調査するきっかけのなかったような事案についても、これ何かおかしいぞという端緒になりまして、それは単なる届出忘れというようなこともあるのですけれども、それはそれで正しい情報に正していくと。そういう正していく中で、やはり疑義があるものも実際にございまして、その中で同じ在留管理制度に合わせまして、審査官だけでなく警備官も届出事項に対する調査、何かの処分のためではなくて、届出事項を正しくするための調査というような権限もいただきましたので、そういった権限も駆使をしまして調査をするというようなことによって、最終的に退去強制に結び付けたりとか、あるいは在留資格の取消しですね、今回の指標になっているような、そういうものに結び付けているという例も、ちょっとこのうちの何件というのは数えられないのですけれども、実際に昨年度、私は現場におりましたけれども、実際にその権限を使ってやっているような例も何件も承知していますので、現実には効果は出ていると考えております。

以上でございます。

○中村委員：ありがとうございます。

○田中座長：他に御意見・御質問ございませんでしょうか。

○大沼委員：一般的なものについてでもよろしいでしょうか。

○田中座長：はい。

- 大沼委員：大沼でございます。
- 田中座長：今の議題と離れてしまいますか。
- 大沼委員：そうですね、今の議題とやや間接的な形になるかと思えますけれども。
- 田中座長：では、ちょっとお待ちください。
- 大沼委員：はい、わかりました。
- 田中座長：今の議題に関係する御質問・御意見、先にお伺いしたいと思えますので、何かございますでしょうか。
- 出雲委員、お願いします。
- 出雲委員：施設の整備の評価についてなのですが、ちょっと私も理解が十分でなく申し訳ないのですが、事前評価の概要のところ、必要性、有効性、効率性と3点掲げられているのですが、結構点数に幅があるかなとちょっと感じたりしつつ、まず、必要性と有効性しかない大分の場合と、必要性、効率性、有効性の3点があるさいたまの場合というのは、どう違うのか教えていただけますでしょうか。
- 施設課：法務省の施設課の技術企画室の徳広と申します。私から御説明させていただきます。御質問は、事前評価についてよろしいでしょうか。
- 出雲委員：はい。例えば、148ページから149ページにかけて、大分の事前評価の概要というのが載っておりますが、ここが必要性と有効性と2軸になっていて、要件を満たしているという。事前評価というのは、まずどの施設を整備、改修するかという、多分それを決める場だと思うのですが、そのとき、その大分のほうは必要性と有効性の2軸なのに対して、さいたまのほうは3軸だったものですから、つまり、共通の軸でどの施設を整備するかを決めていच्छらないのかなと思ったものですから、そういった趣旨なのですが。
- 施設課：ルールとしては、共通の考え方で各々評価しており、評価軸としては、事業評価のシステムを決めて、これに基づいてこの各々の施設をどうやればいいのかということで評価していきます。
- 出雲委員：わかりました。
- 大塚課付：すみません。御質問の趣旨をちょっと整理させていただくと、「大分法務総合庁舎整備等事業」につきましては、148ページの3の事前評価の概要のところ、必要性、有効性を踏まえて総合的評価というふうに整理されていると。他方で、「さいたま第2法務総合庁舎整備等事業」は152ページ以下でございますけれども、こちらの3の事前評価の概要を見ますと、必要性と有効性の間にもう一つ効率性というファクターも入った上で、最終的に総合的評価をしているということですが、その両者の間に何か違いがあって、評価のファクターを2つにしているのか3つにしているのかと、そういう御質問でよろしいですかね、理解としては。
- 施設課：それについては、149ページの備考のところをちょっと見ていただきますと、大分法務総合庁舎につきましては、その他の事案より古く、事前評価のときには効率性の項目というのが数値化されていませんでした。それで、その後、入居官署の調整が入り、更に他から入居官署を加えて集約したということで、数値化とは別の観点で効率性が確保されているという整理をされています。その他のものは、効率性の項目を数値化するという方法で評価していますので、そこで差が出ています。
- すみません。その事業の実施時期は同じですが、事前評価の時期が大分だけ、他の

より前だったということで、効率性が数値化による評価になっていなかったということでございます。

○田中座長：それでは、他に御意見・御質問ございますか。

ないようでしたら、間接的なものについて、大沼委員，お願いします。

○大沼委員：大沼でございます。

法務省の政策評価なのですけれども、2ページ以下に書いてある体系を見ますと、やはり括弧書きでかなり方向性を明らかにしたとはいえ、やはり適正な行使と言わざるを得ない部分というのが残るのだと思うのですね。典型的な政策官庁ではありませんから、その残った部分がかかなり熱を入れてやらなければいけない本質的な業務である場合も少なくないと思うのです。その場合について、どうやってこの政策評価の中に組み入れるのかという問題なのですけれども、何か総務省等のそれ自身の政策評価を見てみますと、抽象的な政策の下に、抽象的な施策目標を掲げると。その施策目標というのは、何々の実現とか、〇〇の強化とか、何々についての改善を図るとか、いろいろな変化に対応するとか、そういった抽象的な目標自体を施策目標として掲げて、その測定指標として、例えば研修なんかについての中身を考えると、許容しているように読めるのです。見えるのですね。そうしますと、直接的な審議の対象とはなりませんでしたが、132ページのところに書いてあるような、今モニタリング中の訟務の研修ですね。訟務の研修とか打合せとかアンケート結果とかその他を考慮して、この人的体制の充実強化が図られていくというような意味で、法務省の権限行使の適正化が図られているのだということを掲げるのも、国民にとって分かりやすい行政を法務省がしているということに資することになるのではないかと思いますので、こういったことであれば比較的成本がかからず、また、一応ですけれども、それなりの客観性もあると思われるので、訟務の部門以外でも、検察でも民事局でも、採用できるような方法ではないかと思いますので、検討していただければと思います。

単なる意見でございますが。

○田中座長：政策体系全体に対する御意見のようですけれども。

○大塚課付：では、事務局のほうから申し上げます。

昨年の夏の政策評価懇談会の場におきましても、大沼先生からの政策体系全体のありようにつきまして、本当に貴重な御意見を頂きまして、それで事務局のほうでも内部部局等という議論しながら、ありようについて少しでも国民の方々に分かりやすくなるようにということで、引き続き努力をしておりますということで、先日も先生のほうに個別に御説明申し上げたところでございますが、今頂いた御意見につきましては、総論としていただきますと、我々としてもなるべく見やすいものにしたいという思いもあり、先生方からもそういった御意見を頂戴しているのでありますが、他方で、予算と必ずリンクするような形にしていかなければならない、これもまた1つの要請になっておりまして、予算の枠組みと、それからこの政策評価の枠組みというのを、ある程度右と左に見ながらそごがないようにというか、両者がきちんと車の両輪になった形に仕上げていくと、これもまた1つの政策評価の意味ということになってございます。

他方で、繰り返しになりますが、そこにばかり意識を傾けてしまいますと、分かりやすくあるべきものが、かえって分かりにくくなったりということもございますので、また書きようとか整理の仕方につきましては、累次にわたりまして御指摘いただいたことも含めまして、

不断の検討を進めていきたいと思っております。

訟務部門のほうから特に補足ございませんか。よろしいでしょうか。

○田中座長：大沼委員もよろしいでしょうか、先ほどの御質問。

○大沼委員：先ほどの趣旨は、政策体系自体についての質問というよりは、訟務がやっているような研修を行うというのはどこの部署でもやっていると思うのです。それがいろいろな意味での人的体制の整備につながり、また同時に、権限行使の適正化にもつながるというふうな関連があると思いますので、比較的やりやすい施策ではないかと思うのですね。ですから、施策を具体的なものとするのではなくて、もう少し抽象化して、何々の適正化とか、何々の強化とか、そういったことにすることによって、実際にそれがどの程度達成できたかを、研修をどの程度中身の濃いものを実施したかによって測定するというやり方もあっていいのではないかなと思ひまして、御意見を申し上げました。

○大塚課付：正しく理解をして進めたいと思います。ありがとうございました。

○田中座長：他に御質問・御意見ないようでしたら、よろしいですか。

それでは、本日の審議事項については以上です。

他に御発言がないようですので、少し時間がまだありそうなので、この機会に法務省が現在取り組んでいる政策について、事務局から御紹介いただきたいと思ひます。

○大塚課付：ただいまからこの関連で、資料のほうを配布させていただきます。

ただいま配布させていただきました資料に基づきまして、少しお時間を頂戴いたしますけれども、現在法務省において取り組んでいる施策であります再犯防止に関するものと、それから出入国管理に関するもの、この2つについて御紹介させていただきたいと思ひます。

それでは、まず再犯防止施策について、秘書課、矯正局、保護局の順にお願いしたいと思ひます。

○福原官房参事官：総合調整を担当しております官房参事官の福原です。

私のほうから、再犯防止に関する最近の動向について、今お手元にお配りしました「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」、このペーパーに基づいて御説明させていただきたいと思ひます。

まず、この資料1枚目の上段にありますとおり、2020年に開催されますオリンピック・パラリンピック東京大会成功のためには、「世界一安全な国、日本」の構築が不可欠であり、刑務所出所者等の再犯防止対策は重要な課題となっています。しかし、再犯防止を進めるためには、政府の取組に加えて、国民の皆さんの理解と協力が不可欠です。こうした背景から、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に戻らない・戻さない」という宣言を、昨年12月に決定させていただきました。

なお、この犯罪対策閣僚会議については、ちょっと資料をめくっていただきまして、3枚目、表裏の3枚目になるのですが、その左側に再犯防止対策（国主体）と書いてあるすぐ下に、犯罪対策閣僚会議と書いてありまして、主宰は内閣総理大臣、そして全閣僚を構成員としている犯罪対策を総合的に行う会議というものがございます。この犯罪対策閣僚会議で昨年の12月に決定された宣言が、この「犯罪に戻らない・戻さない」というものでございます。なお、この「犯罪に戻らない・戻さない」という宣言に関しては、上川大臣にお諮りした際に、上川大臣のほうから、正に犯罪に戻さない、犯罪をさせないという思いだけではなくて、犯罪に戻らないという、当該主体の思いも入れてほしいというお答えがあつて、この「犯罪

に戻らない・戻さない」という強い宣言になったものでございます。

そこで、この犯罪や非行をした人が社会で更生するためには、自立に必要な「仕事」と「居場所」をいかに確保できるかが鍵となっております。その点につきましては、この1枚目の紙の現状のところを御覧ください。まず、現状のところを御覧いただきますと、2つ項目が書いてあります。実際に出所者等の事情を理解した上で雇用している企業が伸び悩んでいるということが書いてあるその下に、保護観察終了時、無職だった者の再犯率は、仕事に就いていた者の4倍に及ぶということが書いてあります。それから、もう一つ、帰るべき場所がない者が6,368人おりますけれども、そのうち、出所時に適当な帰る場所がなかった者の約55パーセントが約1年未満で再犯に及んでいるというデータもございます。こういった現状を踏まえても、「居場所」とそれから「仕事」の確保、これが重要であるということがお分かりいただけたと思います。

そこで、資料の中ほどにありますとおり、この「仕事」については、オレンジ色のところで囲ってありますが、2020年までに出所者等の事情を理解した上で雇用している企業、これはいわゆる協力雇用主と呼んでおりますが、この協力雇用主の数を新たに1,000社増やして現在の約3倍にすることを目標にしています。通常、約1社当たり3名の方を平均的には雇っていただいておりますので、約1,000社確保することによって、新たに3,000人の雇用を確保し、立ち直りへの道を開こうと期待しております。

また、次に「居場所」ですけれども、2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数、これを現在の6,368人から3割以上減少させるということを目指しています。これによって、新たに2,000人の居場所を確保することを目指しています。

このような取組を通じて将来的には、犯罪や非行した者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会を目指していきたいと考えています。

資料の2枚目を御覧ください。

ここでは、目標達成に向けた国の取組と、国民にお願いすることをまとめております。

まず、国が行う取組ですけれども、ブルーが「仕事」、それからグリーンは「居場所」に関するものでして、それぞれの施策について記載しております。これに関しましては、後ほど、仕事の面を中心に、矯正局それから保護局のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

また、下の広報・啓発、それから経済界、地方公共団体、国民の皆さんにという形でお願いすべきことを記載させていただいております。このように、政府それから国民全体一体となって再犯防止を進めていこうというのが、この宣言の眼目でございます。

それから、この取組につきましては、立ち直りを支える社会の構築に向けた広報・啓発活動を、具体的には関係者だけが構成員となり、法務省が中心となって行っていた社会を明るくする運動を、政府全体の取組として、より一層力強く展開していこうと考えています。

3枚目を御覧ください。

3枚目が、この「犯罪に戻らない・戻さない」の宣言に基づいた官民連携の取組の展開イメージを記載させていただいたものです。

まず、ここでは、昨年12月に犯罪対策閣僚会議でこの「犯罪に戻らない・戻さない」の宣言を決定いただきましたけれども、それを実は今年の2月10日に行われました社会を明る

くする運動中央推進委員会において、総理のメッセージとともに披露させていただきました。こうした形で、各団体に広く周知をお願いしていきたいと考えております。なお、この社会を明るくする運動中央推進委員会は例年法務省で開催してございましたけれども、今年は総理官邸において行いまして、安倍総理自身の御出席を頂いたところでございます。そして、この中央推進委員会では安倍総理大臣自ら約80の関係団体の代表に対し、同宣言の実現に向けた協力を求め、メッセージが発信されました。

こうした動きの中、法務省におきましても、同宣言実現に向けて、法務大臣、法務副大臣、法務大臣政務官が全国各地に赴き、再犯防止に取り組む保護司や協力雇用主の方々、民間協力者の方々の声を聞きながら、地方公共団体等のトップの方々に対し、再犯防止の取組に関して、理解と協力を求めるトップセールスを行うべく、再犯防止キャラバンを編成、順次展開していく予定となっております。

私からは以上です。

○矯正局：矯正局成人矯正課の企画官の中川でございます。

それでは、刑務所出所者等に対する、就労支援における矯正局の取組を御説明いたします。

刑務所出所者等に対する就労支援に関しましては、当局といたしましても、これまで充実、強化に努めてきたところですが、先ほど福原官房参事官から御説明がありましたとおり、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」などの政府の方針を踏まえまして、今後更なる充実・強化を図っていくこととしております。

お手元でございます資料、「矯正施設における就労支援の概要」の上部を御覧ください。刑事施設では、職業に必要な知識及び技能の習得、向上などを目的として職業訓練を実施しておりますが、更なる充実を図るため、雇用ニーズに応じ、有効求人倍率が高い建設、介護関連の職業訓練を始めとした訓練種目を拡大することとしております。

資料の真ん中を御覧ください。現在、全国の刑事施設では、キャリアカウンセラー等の資格を有する者を非常勤職員として配置し、受刑者の職業意識のカウンセリングや、職業に関する情報提供等を行っているところですが、この配置について、週2日の配置しかなかった30施設について週3日の配置に拡大するほか、特別重点実施施設として5施設に就労支援スタッフを常駐化することとしております。また、これは少年施設における取組にもございますが、刑事施設等の職員が企業側の雇用ニーズを把握し、情報交換を行うなど、企業等との連携の強化を図るために、企業等が参加する連絡協議会に刑事施設等の職員を参加させることとしております。

その他、就労支援スタッフによる支援実施前に、支援対象者の意識・意欲の向上を図るため、社会人としてのマナーや対人関係等、自己の能力・態度等を認識させる社会適応スキル指導用教材を整備することとしております。

資料の下部を御覧ください。少年関係における就労支援につきましても、就労支援スタッフの配置施設を35庁から46庁に拡大するほか、保護観察所と協力・連携し、少年鑑別所10庁において、保護観察中の少年を非常勤職員として雇用することとしております。

矯正局としては、今後も刑務所出所者等の就労支援の出発点である矯正施設の各種取組を充実させてまいります。

簡単ではございますが、説明を終わります。

○保護局：保護局社会復帰支援室の中島と申します。

それでは、先ほども御説明ありましたが、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」ポンチ絵、横置きでございますけれども、御覧いただきたいと思います。

その資料の1ページ目、1、2020年までに出所者等の事情を理解した上で雇用している企業数を3倍にするという点でございます。先ほどもございましたが、出所者等の事情を理解した上で雇用している企業、これを私どもは協力雇用主と呼んでおりまして、全国50か所にあります保護観察所に登録を頂いております。その数が平成26年4月1日現在1万2,603社でございます。しかし、そのポンチ絵の現状のところにもございますけれども、実際に出所者を雇用している企業は約500社にとどまっています。割合で申し上げますと、3.7パーセントにとどまっているという状況でございます。この企業数を、2020年までに1,500社に増やしたいというものでございまして、この目標を達成するために、協力雇用主に対する物心両面の支援を充実・強化することとしております。

ポンチ絵の2枚目の右側を御覧いただきたいと思います。

社会における居場所づくりというのがございます。出所者等を雇用した企業に対する支援ということで、出所者等を雇用しやすくするための経済的支援策等の拡充というふうにございまして、具体的には、平成27年度政府予算案において、協力雇用主に対する奨励金制度の創設に係る経費を計上しているところでございます。また、経済界との連携、そして社会を明るくする運動を通じまして、再犯防止や就労支援の社会的意義を訴え、協力雇用主制度の社会的認知度の向上を目指すこととしております。

なお、参考でございますけれども、その社会における居場所づくりの2番目、国・地方公共団体における雇用の促進というのがございます。国における保護観察対象少年の雇用という取組でございますけれども、法務省では平成25年5月から始めておりまして、現在8人目の少年を非常勤職員として雇用をしております。また、昨年8月から、厚生労働省では1名の少年の雇用に御協力をいただいております。

以上でございます。

○大塚課付：続きまして、出入国管理行政に関して、入国管理局のほうから説明をお願いします。

○入局管理局：入国管理局でございます。

お手元に技能実習制度について、法務省入国管理局のクレジットの資料があると思います。それを御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目に、まず現行の技能実習制度の仕組みを簡単に図示してございます。右側のほうに実習制度の流れ、左側には機関別のタイプが2つありますということが書いてあります。

そもそも、技能実習制度ですけれども、上の枠に書いておりますとおり、国際貢献のための制度でございます。開発途上国等の外国人を日本で一定期間、今、最長3年ですけれども、受け入れて、そこで技術・技能を学んでいただき、母国に持ち帰っていただくというための制度でございます。

先ほど言いました技能実習の流れのほう、右側の縦のほうを御覧いただきたいのですが、1年目、2年目、3年目となっております。1年目に、技能実習1号という在留資格で入りまして、一定の技能を修得した方については、技能実習2号に移行できるという形になっております。2年目、3年目で、最大3年間というような仕組みでございます。

これ以前は、1年目のところは研修という形をとっておりまして、あくまでも労働者ではないという形をとっておったのですけれども、労働者ではないので賃金は払わないと、実費としての手当が支払われるという形になっておりまして、そこを逆に悪用され、いわば手当だけというのを低賃金として扱うというようなことが問題になりまして、そうすると、そういった低賃金労働者として扱うような場合に、労働法規の保護がかからないというような問題がございまして、平成22年から、現行のこの仕組みになったわけですけれども、初年度から労働法規の下で、雇用関係の下において労働法規の保護が受けられるようにしたというようなものでございます。

左側のほうに、2つのタイプを記載しております。上に書いておられますのが企業単独型、下が団体監理型というものです。この制度の事の起こりは企業単独型という形で、典型的には、日本企業が開発途上国に子会社を作るあるいは合弁企業を立ち上げると、そこで日本でもともと工場のラインがあるのだけれども、その進んだ技術を取り入れた工場を途上国にも作りますというときに、その子会社、合弁企業で従業員を採用するのでしょうかけれども、全員素人という状態では事業が立ち上がらないということで、日本の進んだ技術がもう既に入っているラインに、各ラインの責任者みたいな人を連れてきて、覚えさせた上で母国の責任者になってもらおうと、そんなイメージのものです。それが、今は団体監理型というものもありまして、中小企業等ですと、そういった企業が直接子会社、資本関係を持っているような関係とか、取引関係があるというようなものがなかなか作りにくいということで、中小企業等の場合には、事業協同組合ですとか商工会等が監理団体という形になりまして、そこを通じて受け入れるというような仕組みになってございます。

次のページを見ていただきますと、技能実習制度の現状ということで、統計を記載しております。現在、約16万人ぐらい、技能実習生で15万5,000人、若干研修生というのが今でも残っています。16万弱ぐらいの数の方が、在留しているという状況になっています。

右側に職種が書いてありますけれども、全部で2号に移行できる職種が69職種ございますけれども、繊維とか衣服関係、あるいは機械・金属関係、食品製造関係等が多くなっております。

その下のほう、4のところには円グラフとしておりますけれども、先ほど申し上げた企業単独型と団体監理型という比較でいいますと、もともとこの制度の起こりは、企業単独型なのですけれども、実態としましては団体監理型が約96パーセントぐらいということで、大半を占めているというのが実情でございます。

この制度についての、今、見直しの状況ですが、次のページに昨年6月の「日本再興戦略」改訂2014の抜粋を記載しております。ここで大きな方向性はもう既に決められておるのですけれども、まずは抜本的な見直しが必要であるということでございます。大きくは、適正化のための見直しと拡充のための見直しとすることができます。

1つ目の丸で書いておりますけれども、これは適正化のための見直しです。管理監督のための見直しです。管理監督体制の抜本的強化というようなことが言われております。まず、関係省庁と連携して国内の管理運用体制を確立する。そして、送出国との政府間取り決め等を作成し、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化等も図る。さらに、新たな法律に基づいて制度管理運用機関というような機関を設置する。そういうようなことによって、管理監督を置く体制を整備して、それを年内を目途に抜本的に見直すというのが、昨

年中に見直しの方向性を決めてということですのでけれども、来年度中には新制度への移行を目指すというようなことが言われております。

一方で、拡充策としては、対象職種の拡大、それから実習期間、先ほど3年が今は限度ということをお願いしましたが、それを5年程度に延ばせるようにしたらどうかという観点、それから受入れの人数枠がございます。あくまでも実習ですので、余りにもたくさんの実習生を入れたら教えられるわけがないというところがありますので、人数枠をかけております。基本的には20分の1というのが基本になっておりますけれども、それについて優良な機関については拡大してもいいのではないかなという方向性が示されております。これについて、その後、種々検討してまいりまして、次のページに技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書のポイントというのを記載しており、ちょっと字ばかりで恐縮ですが、今年の1月末にこの有識者懇談会から報告書を頂いております。その概要を記載したのが、この1枚紙でございます。

まず、下の見直し内容のポイントのところを見ていただいて、1つ目の「技能等の修得・移転の確保」のところでは、実習といいながら、実際は単純労働あるいは低賃金労働として使われると、悪用されるというようなケースが見られるということで、しっかり技能移転を果たしてもらうというためには、技能がちゃんとレベルアップしているかというところをしっかりと見る必要があるのではないかと。今まで推奨はしてきたのですけれども、義務化されていなかったので、例えば技能実習が最後終わった段階でどの程度までレベルアップしているかというのをきちんと見るべきではないかというような観点でございます。

それから、2つ目の「監理団体及び実習実施機関の適正化」というようなところでは、監理団体を許可制にするとか、今、団体監理型という監理団体は、事業協同組合ですとか、商工会ですとかというような別の法律に基づく設立手続は採ってあるのですけれども、技能実習の監理団体として適正かどうかという観点での許認可というのはいない形になっています。いわば、入管が一人ひとりの実習生を受け入れるときの審査の中できちんと監理ができているかというのを見るというような形になっていますので、そうではなくて、監理団体として適正かどうかというのをきちんと先に見るべきではないかというような観点です。

それから、先ほど再興戦略の説明の中で申し上げましたが、法律に基づく制度管理運用機関を創設すべきではないかというような観点です。今まで、公益財団法人で国際研修協力機構というのがございまして、そこがいわば巡回指導という形で指導等を行ってまいりました。これは厚生労働省の委託という形で行ってきたのですけれども、一方で、公益財団法人でありますので、そういった委託は受けたとしても強権的な権限はないということになります。いわば指導をして回るということにとどまると、違反を発見しても直ちに取締りのようなことができるわけではないというようなところがございました。それに対して、法的なバックグラウンドを持った機関をきちんと設立して、そのいわばサービス機関と、そういった制度をしっかりと見る権限を持った機関で分けるべきではないかというような方向性が示されております。

それから、人権侵害等の防止の観点では、そうした運用機関等に通報・申告の窓口をしっかりと設けるべきではないかと。人権侵害がないのが一番いいのですけれども、やはり万一起きたときにしっかりと通報できるような窓口を作り、それをしっかりと周知しておくということが極めて重要であろうというような観点です。

それから、送出し機関との関係ですけれども、よく問題になりますのが、技能実習生を送り出すときに保証金等をとる。逃げたらこれを取り上げてしまうというような脅しが入っているのではないかというところなんです。現行の制度でもそのようなことは禁止されているのですけれども、なかなか確認というのが難しい。大体行われているのが、国内の機関でやるのではなくて、送出しの機関のほうがそういうことをやっているというようなことがありますので、これはやっぱり送出し国政府と協力をしなければ、実効ある対応はできないだろうということで、政府間取決め等を進めていくべきではないかというような指摘がなされております。

一方で、拡充策のほうですけれども、そうした適正化がなされることはもちろん前提としてということですが、そういう中で特に優良な機関、不正がないのはもちろんのこと、先ほど申し上げたような例えば技能移転がきちんとできるような、レベルアップが一定程度以上のところとか、そういうような観点で優良なところについては実習期間を3年から更に5年程度に延長するとか、あるいは人数枠についても、もう少し緩やかにするというようなことを検討してもいいのではないかというようなことが言われております。

対象職種については、これはもともと厚生労働省のほうで随時見直しをしてきているものではあるのですけれども、新しいところで多能工化ニーズといたしまして、1つの職種ではなくて複数の職種にまたがるような作業というのも実際あるでしょうというようなことで、そういうものについても柔軟に対応できるようにすべきというようなこと、あるいは地域に根差したような職種で全国一律の制度が作りにくいようなものについても、職種の追加の対象にしていったらどうかというような指摘がなされております。

こういったものの指摘を踏まえまして、法務省と厚生労働省で具体的な制度の改正案について検討を進めておまして、この指摘の中にも立法が必要なものも出ておりますので、そういった点も含めて今、準備を進めているというところでございます。

技能実習制度の説明は、以上でございます。

○田中座長：それでは、ただいまの御説明に関して、御意見・御質問があれば、委員の先生方お願いいたします。

伊藤富士江先生、お願いいたします。

○伊藤（富）委員：伊藤と申します。

御説明大変ありがとうございました。興味深く、こういう試みをいろいろなさっているのだなというのがよくわかりました。

更生保護関係の仕事に携わっていることで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この「犯罪に戻らない・戻さない」というのはとてもいい宣言だと思って伺っていたのですけれども、本当に仕事と居場所がないゆえに再犯を犯すというケースが多いわけですが、その中で興味深かったのは、官民連携ということで、官が自ら非常勤で非行少年を雇っているというお話が、数は少ないようですが、始まったようで、実際どんな仕事をしているのか、ちょっと聞かせていただけますか。

○保護局：保護局でございます。

仕事の内容は、基本的には事務補助という形でやっております。

○伊藤（富）委員：ありがとうございます。何か犯罪をしない状況に置くというのが大事だと思うのですよね。そのための仕事なのですけれども、本当にその仕事をみつけるのが大変

なのかなと、先ほどの協力雇用主の実施数自体少ないということで感じました。ですので、その辺のできれば再犯をしないでいられる人たちの声を聞く、どうしてそういう状況に立ち返っているのかという人たちの声を聞くことで、また方向性が見えてくるのかなとちょっと思いました。

ありがとうございます。

○田中座長：他に御質問や御意見ございますでしょうか。

ないようですので、よろしいですか。

それでは、最後に、今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○大塚課付：本日は、委員の皆様方から様々な貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日いただきました御意見・御指摘を踏まえまして、改めて計画の内容につきまして検討をし、早期に取りまとめをいたしまして、法務省のホームページ上で公表させていただきたいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、これまでと同様ですけれども、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしておりますので、また御確認のほうお願いしたいと思えます。

次回の懇談会につきましては、「平成26年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」について御審議いただく予定でございまして、日程につきましては本年7月ごろの開催を目途として委員の皆様方の日程調整を踏まえて、事務局のほうから御案内を申し上げたいと思っております。

本日は、御多忙の中お越しいただきまして、貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。

○田中座長：それでは以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

—了—